宿泊費の助成制度をご利用ください



松伏町が災害援助協定を締結している新潟県 湯沢町との交流を更に深めることを目的に、 湯沢町内の指定宿泊施設に宿泊した方に対し て、宿泊費用の一部を助成します。

対象施設

全77施設(R6.4現在) 指定宿泊施設一覧表 を参照してください。

おとな (中学生以上) **2,000**円 こども (小学生以下)

1,000_円

※受付日を基準とし、1名につき、1年度内に1回のみ利用可能です。

磊











容

お手続きの流れ

予約

指定宿泊施設に 直接予約をする。 宿泊証明

宿泊当日までに申請書を 用意し、必要事項を記入 する。宿泊の際に提示し、 宿泊証明欄に証明印を 押印してもらう。

申請

宿泊後2ヶ月以内に 松伏町教育委員会 教育文化振興課に 申請書を提出する。

申請書に記入 された口座に、 助成金を振り 込みます。

対 象 者

松伏町内に在住し、住民登録している方 (ただし、本人及び同一世帯の方が町民税、固定資産税、軽自動車税、 国民健康保険税を滞納している場合は対象外となります。)

松伏町教育委員会教育文化振興課 (松伏町役場 第二庁舎 2階)

2 048-991-1873